

# 個人事業主の皆様へ

## 退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書の提出について

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入書裏面の「市民税県民税 納入申告書」には記入せず、右の「(個人事業主様用) 市民税県民税 納入申告書」に記入の上、明石市役所市民税課へご送付ください。

「特別徴収義務者」欄の「個人番号」欄には、個人事業主の個人番号を記入してください。

(※退職者の個人番号は記入しないでください。)

### (個人事業主様用)

市民税 納入申告書											
明石市長様										(受付印)	
年 月 日提出											
年 月分						人員			人		
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税										
	県民税										
特別徴収義務者	住所又は所在地 〒										
	氏名又は名称										
個人番号											
氏名											
退職した日の属する1月1日 現在の住所		明石市									
勤続年数		年	退職手当等 支払金額			円					
特別徴収税額		市民税	円			県民税	円				
<p>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</p>											

(切り取り線)

※ご記入の上、明石市役所市民税課へご送付ください。  
(退職者が2名以上の場合は納入内訳書をご提出ください。)